

(8) 北海道大学脳科学研究教育センター質保証委員会内規

令和5年6月19日制定

(設置)

第1条 北海道大学脳科学研究教育センター（以下「センター」という。）における質保証に関する業務を円滑に実施するため、脳科学研究教育センター質保証委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審議事項)

第2条 委員会は、センターに関する次に掲げる事項を審議する。

- (1) 質保証の実施方針、自己点検・評価の評価基準等の策定に関すること。
- (2) 質保証の実施及び実施状況の公表に関すること。
- (3) 法人評価及び認証評価に関すること。
- (4) その他質保証の推進に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 脳科学研究教育センター長（以下「センター長」という。）
 - (2) 本センター運営委員会研究企画専門委員会委員長
 - (3) 本センター運営委員会教務専門委員会委員長
 - (4) 本センターの兼務教員のうちからセンター長が指名する者 3名
 - (5) 医学系事務部総務課長
 - (6) その他センター長が必要と認めた者 若干名
- 2 前項第4号及び第6号の委員は、センター長が委嘱する。
- 3 第1項第4号及び第6号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 第1項の委員は、再任されることができる。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、センター長をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名した委員がその職務を代行する。

(議事)

第5条 委員会は、委員の3分の2以上が出席しなければ議事を開くことができない。

- 2 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決する。

(専門委員会)

第6条 委員会に、専門的事項を審議するため、必要に応じて専門委員会を置くことができる。

- 2 専門委員会に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、医学系事務部総務課において処理する。

(雑則)

第8条 この内規に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

- 1 この内規は、令和5年6月19日から施行し、令和5年4月1日から適用する。
- 2 この規定の施行後、最初に任命される第3条第1項の規定による委員の任期は、同条第3項の規定にかかわらず、令和6年3月31日までとする。
- 3 北海道大学脳科学研究教育センター（平成17年3月17日制定）は、廃止する。